

【告示の件名】

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第2条第7項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成17年国税庁告示第4号）の一部を改正する件

【意見公募手続に付さなかった理由】

本件は、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)に伴い、平成17年国税庁告示第4号の一部を改正するものであり、行政手続法第39条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しませんでした。